第２章　想定する武力攻撃事態及び緊急対処事態

第１節　想定する事態類型及び事態例

○　基本指針では、武力攻撃事態については４類型、緊急対処事態については４事態例が想定されている。本計画では、基本指針で想定されている類型及び事態例を対象とする。

また、それぞれの類型において、ＮＢＣ兵器等を用いた攻撃が行われる可能性があることも考慮する。

＊　Ｎ：核（物質）Nuclear　Ｂ：生物剤 Biological　Ｃ：化学剤 Chemical

１　基本指針で想定されている類型及び事態例

（１）武力攻撃事態

○　武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態をいう。

基本指針では、次の４類型が示されている。

①　弾道ミサイル攻撃
②　ゲリラや特殊部隊による攻撃
③　航空攻撃
④　着上陸侵攻

（２）緊急対処事態

○　緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

基本指針では、次の４事態例が示されている。

①　攻撃対象施設等による分類

ア　危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

（事態例）

- 原子力事業所等の破壊
- 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- 危険物積載船への攻撃
- ダムの破壊

イ　多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

（事態例）

- 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
- 列車等の爆破

②　攻撃手段による分類

ア　多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

（事態例）

- ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
- 炭そ菌等生物剤の航空機等による大量散布
- 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- 水源地に対する毒素等の混入

イ　破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

（事態例）

- 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
- 弾道ミサイル等の飛来

【参考資料５】事態類型・事態例と特徴

２　本計画における留意点

○　本計画では、最近の国際情勢及び大都市東京の特性を踏まえ、特に、次の二つの事態に留意する。

①　弾道ミサイル攻撃（武力攻撃事態及び緊急対処事態）

ウクライナ危機において首都攻撃への対応の重要性が明らかになり、また、我が国の近隣ではミサイル発射が繰り返される状況にある。

本計画では、ミサイルを現実的な脅威として、ハード・ソフト両面から備えを重視する。

②　大規模テロ等（緊急対処事態）

世界の首都や大都市で大規模なテロが多く発生している状況や、首都東京でテロが起きた場合には、都民にも甚大な被害が想定されることから、大規模テロ等に迅速に対処すべく、本計画において実効性を確保する。

【参考資料６】想定されるリスク（参考）

○　なお、サイバー攻撃について、日常茶飯事に行われており、武力攻撃や大規模テロ等の際には、より高度なサイバー攻撃・テロも想定される。これらの攻撃は、ライフラインや医療機能等に多大な影響を及ぼし、都民生活や都市活動に大きな影響を与えるおそれもあることから、関係機関等と連携し、平時から動向に注

視していくとともに、有事には適切に対応していく。

第２節　緊急対処事態に関する読替え

○　本計画における「武力攻撃事態等」には、緊急対処事態を含む。「緊急対処事態」の場合は、次表のように読み替える。

武力攻撃事態の場合	緊急対処事態の場合
対処基本方針	緊急対処事態対処方針
国民保護措置	緊急対処保護措置
国民保護対策本部	緊急対処事態対策本部
国民保護対策本部長	緊急対処事態対策本部長

○　なお、次の規定については、緊急対処事態においては準用されない。

- 事態対策本部長の総合調整の権限に関する規定
- 内閣総理大臣の指示・代執行権に関する規定
- 国際人道法に関する規定
- 赤十字標章等、特殊標章等に関する規定
- 生活関連物資等の価格の安定、金銭債務の支払猶予等に関する規定